

保護者の皆様  
生徒の皆さん

## 臨時休業の延長と 臨時休業中の対応について

◎国における緊急事態宣言に伴う知事への要請を受け、神奈川県教育委員会では、県立学校について、5月6日までを臨時休業とすることとしておりますが、5月6日以降について、仮に緊急事態宣言が解除された場合でも、少なくとも7日と8日については、臨時休業とすることを想定しています。11日以降についても、生徒の安全・安心を第一に考え、慎重に検討し対応していきます。

○住吉高校では、5月7日と8日を臨時休業とします。但し、緊急事態宣言の延長等により、県立学校の臨時休業期間が延長された場合は、それに整合させて、臨時休業期間を延長します。臨時休業中の部活動は中止とします。

○臨時休業の延長または学校再開の決定が連休中の場合、決定事項のみ緊急メールで配信し、詳細は5月7日に改めてメールおよび学校ホームページ上で連絡します。

○担任や学年からの連絡等が入るので、Google Classroomを、定期的に確認するようにしてください。

○臨時休業期間延長の有無にかかわらず、1学期に実施予定の主な行事については、原則として、2学期以降に延期または中止とするか、内容の見直しを予定しています。

- ・ 2学期以降に延期：遠足、体育祭
- ・ 中止：中間テスト、お掃除大作戦、球技大会
- ・ 内容の見直し：始業・終業式、各種講演会、三者面談

※2学期以降に実施予定の行事についても、延期または中止とするか、内容の見直しをする可能性があります。

◎新型コロナウイルスの感染は、未だ収束傾向とはいえません。臨時休業の目的は、感染拡大の防止であるということを自覚し、次のことを守ってください。

○不要不急な外出はしないでください。基本的には自宅で過ごすようにしましょう。

特に、**集団感染の起こりやすい条件である「換気が悪い」「人が密に集まる(不特定多数の人が接触しやすい)」「近距離での会話」が重なる場所は、極力避けて**ください。